

3 高齢者の権利擁護

人は誰しも自らの意志で生き方を決め、周囲からもそれを尊重されて生きることを望んでいます。しかし、疾病、認知症や障がいにより意思を示すことができなくなったり、意思はあっても契約行為ができなくなるなど、高齢期には自分らしく生き続けることが難しくなる場合があります。そのような場合には、本人に代わって適切な判断を行う人が必要ですが、身寄りがない、あるいは身寄りがあっても積極的に関わる親族がいない等の理由で、当事者の権利が守られないことが増えています。

また最近では、家族や親族など養護者からの虐待のほか、介護施設における職員からの虐待が表面化するケースも増加しており、高齢者の人権そのものが侵害を受けている事例もあります。

(1) 高齢者虐待の防止及び虐待事例への対応

現状と課題

近年、全国的に、養護者（家族等）による高齢者虐待*に関する相談・通報件数は増加傾向にありますが、本市においては年間 25～30 件程度で推移しています。虐待の種別としては、身体的虐待が多く、次いで心理的虐待、介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）となっています。虐待の背景として、家庭内に様々な問題を抱えているケースが増加しており、高齢者だけでなく障がいを持った子のいる家庭や経済的に苦しい家庭など、その家族の状況に応じた支援が重要であり、解決までに時間を要するケースが増加しています。

そのため、高齢者を養護する家族と、地域の民生委員・児童委員、主治医、ケアマネジャー、介護サービス事業者等が、日頃から介護における不安や困りごとを気軽に相談できる関係性を保ち、虐待を未然に防ぐことが必要です。

また、介護施設における虐待については、施設職員の人員不足や過労などによるストレスや認知症への理解不足などから起こることが多いと考えられています。

具体的な取組

養護者からの高齢者虐待についての防止及び対応は、第一義的には高齢者あんしん支援センターが対応することとしています。生命に重大な危機があり、緊急対応が必要な場合は、市の主導による緊急保護や警察への協力要請などを実施するほか、精神障がいのある虐待者については保健所への通報など、関係機関と緊密な協働体制を取りながら対応していきます。また、介護施設における高齢者虐待についても、市において適切に確認を行い迅速な対応をしていきます。

高齢者虐待は、複雑化・複合化した課題を抱えるケースが増えているため、虐待対応にとどまらず、その後の世帯支援が重要となってきます。本市で実施している、「出雲市福祉総合相談支援事業」等を活用し、複合的課題を解決していけるよう多機関で連携し対応していきます。

市では、今後も様々な機会を捉えて、住民や介護サービス事業所等の関係機関に向け虐待防止に関する啓発活動（出雲市介護保険サービス事業者集団指導、市の広報誌、市ホームページ）を行うとともに、高齢者虐待の早期発見や早期対応の協力体制を継続し適切な対応を行います。

* 高齢者虐待：高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護すべき者から行われる虐待の行為

(2) 個人情報の保護

現状と課題

市では介護保険を運営するにあたって、被保険者資格情報や要介護認定情報等の個人情報を、すべて電子データで管理をしています。病名が記載された主治医意見書など、極めてプライベートな内容の書類も取り扱っており、従来から厳格な管理を行ってきたところです。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号関係の事務も新たに加われました。

近年、全国では、マイナンバー公金受取口座およびマイナ保険証の誤登録や個人や法人の口座情報の入ったUSBメモリを紛失するなどの事例が相次ぎ、行政機関における情報保護のあり方が問われています。

具体的な取組

市では、個人情報保護法や出雲市個人情報保護条例等に基づき、介護保険システムの連携場面等における情報管理や高齢者虐待対応における関係機関との情報共有時の個人情報の保護を厳格に行うとともに、ルールで認められている情報開示の場合でも、個人の同意の有無を十分に確認してから行うなど、個人情報の保護については今後も引き続き徹底して行っていきます。

また、市から個人情報の提供を受けた関係機関に対しても、その取り扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図ります。

(3) 相談、苦情等の受付と対応

現状と課題

介護保険制度においては、保険料や要介護認定に関する被保険者からの苦情等について、所定の手続きを経て問題解決を図る仕組み（県が設置する介護保険審査会で審議・判定を行う）が制度的に位置づけられています。

具体的な取組

相談等の対応は、相手の申し出をしっかりと聞き取り、問題解決までわかりやすい説明と対応をします。住民の相談・苦情は、行政の施策を今一度見つめ直す良い機会であると受け止め、今後も適切に対応していきます。

(4) 消費者被害の防止

現状と課題

近年、高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が後を絶ちません。また、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う特殊詐欺被害などの消費者トラブルも増加しています。背景には、一人暮らし高齢者の増加や、親族や地域社会との関係が疎遠な高齢者世帯が増えていることなどが考えられます。

本市では、こうした被害の未然防止を図るため、「生活・消費相談センター」を設置しています。生活・消費相談センターが受ける相談の年代別構成は、60歳以上の割合が最も高く、65

歳以上は、全体の約3割を占めています。(「令和4年度調査」)

具体的な取組

今後も、「生活・消費相談センター」で高齢者からの相談に対応していきます。また、消費者被害の未然防止のため、出前講座の実施や、令和4年(2022)10月に、出雲市社会福祉協議会、出雲警察署及び本市の3者で設置した「出雲市消費者安全見守りネットワーク」を通じた啓発も図っていきます。

さらに、第三者が契約を行うことができる成年後見制度*¹の活用や出雲警察署との定期連絡会議の開催等により、消費者被害の防止に取り組んでいきます。

(5) 成年後見制度の活用

現状と課題

成年後見制度は、平成12年(2000)4月の介護保険法施行と同時期に、民法の改正により開始された制度です。本市では、弁護士、司法書士等の法律関係者がこの制度にいち早く注目し、平成12年(2000)7月には「出雲成年後見センター」が発足しました。このセンターは、法律関係者以外にも医師、社会福祉士等の多職種で組織され、出雲市社会福祉協議会内の「いずも権利擁護センター」と連携して、判断能力が低下した高齢者等の支援を行っています。また、出雲成年後見センター定例会に、出雲成年後見センター会員、いずも権利擁護センター職員、市職員などが参加し、申立て前にケース検討を行うことで、後見人等へのスムーズな受任調整を図っています。

また、高齢者数の増加に伴い、成年後見制度を利用する人が更に増えることが予測されたため、市では、新たな担い手として期待を寄せられている第三者後見人*²となる「市民後見人*³」の養成を平成25年度から平成26年度にかけて行いました。そして、市民後見人バンク登録者の中から、平成30年(2018)に2名、令和5年(2023)に1名の市民後見人が誕生しました。一方で、市民後見人バンク登録者数が高齢化などの理由で少なくなったため、同年に「市民後見人養成講座」を実施しています。

市では、成年後見制度利用の必要性があり、親族による申立てが期待できない場合には、市長による申立てを行います。また、経済的理由により成年後見制度の理解が困難な高齢者に対しては、申立費用や後見人等の報酬の助成も行っています。

今後も、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、成年後見センターやいずも権利擁護センターと連携を強化していく必要があります。また、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する体制の整備が必要です。

具体的な取組

市では、誰もが住み慣れた地域で本人らしい尊厳のある生活ができ、住民一人ひとりが共に社会を創っていくために、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度を広く周知します。また、地域における権利擁護支援体制を強化していくために、成年後見センターやいずも権利擁護センター、介護サービス事業所、家庭裁判所などで構成する地域連携ネットワークの構築に努め、広

報活動、相談業務、利用促進活動、後見人支援業務等を協力して進めます。

併せて、地域に根差し、本人に寄り添った支援活動が期待される市民後見人の活躍についても、その育成や活躍支援について関係団体等と連携して取り組みます。

-
- * 1 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でないため、自分ひとりでは契約や財産の管理が難しい本人について、その権利を守るため、援助者を選び、本人を法的に支援する制度
 - * 2 第三者後見人：本人の親族以外の法律・福祉の専門家その他の第三者で、家庭裁判所に選任された成年後見人
 - * 3 市民後見人：市町村等が実施する養成研修を受講するなど成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した者

4 安心できる住まい

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくためには、その生活基盤となる住まいを確保することが重要です。

令和4年(2022)に実施した日常生活圏域ニーズ調査では、要介護状態などで長期の療養が必要になったとき過ごしたい場所として、自宅が40%に対し、介護施設は47%と自宅を上回る結果となりました。

自宅以外を選択した人のその理由で最も多いのは、「家族に負担や迷惑をかけるから」であることから、自宅での療養に対し、本人・家族が心理的、身体的負担を懸念していることがうかがえます。次いで多かった理由は「急に病状が変わったときの対応が不安だから」であることから、在宅サービスその他日常生活の支援を充実させることで、それら心理的・身体的負担を軽減するとともに、居住環境や支援体制が整備された施設サービスが安定的に提供できる体制を確保する必要があります。

現在、市内には、介護保険施設(1,742床)、認知症対応型共同生活介護(630床)、老人福祉法に基づく高齢者施設(養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)及びサービス付き高齢者向け住宅等が整備されています。その中でも、近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の施設整備が進んでおり、今後も整備が進んでいくことが見込まれています。

こうした高齢者向け住まいは、高齢者の多様なニーズの受け皿となってきており、今後の介護サービスの基盤整備を検討するうえでも重要となっています。

○市内の高齢者のための住宅・施設（施設数・入居状況）

種類	年度	施設数	定員(人)	入居者数(人)
養護老人ホーム	令和2年度(2020)	2	130	84
	令和5年度(2023)	2	130	66
生活支援ハウス	令和2年度(2020)	1	11	10
	令和5年度(2023)	1	11	7
軽費老人ホーム(ケアハウス)	令和2年度(2020)	3	150	144
	令和5年度(2023)	3	150	140
有料老人ホーム	令和2年度(2020)	20	675(412)	557
	令和5年度(2023)	21	715(452)	562
サービス付き高齢者向け住宅	令和2年度(2020)	10	440(350)	381
	令和5年度(2023)	12	559(469)	419
シルバーハウジング	令和2年度(2020)	2	26世帯	26世帯
	令和5年度(2023)	2	26世帯	26世帯

※令和2年度(2020)：9月30日時点、令和5年度(2023)：8月1日時点

※有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の括弧内(うち数)：特定施設の指定を受けていない施設の定員

○高齢者のための住宅・施設の概要

施設種類	施設概要
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の4に規定された施設であり、市内では社会福祉法人が設置しています。 ・施設では、自立した生活を営み社会活動に参加するために必要な指導及び訓練を行います。 ・入居対象者は、環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者であり、老人福祉法に基づき市が措置を行います。
生活支援ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に介護支援、住まい及び交流の場を総合的に提供する小規模複合施設です。 ・入居対象者は、概ね60歳以上の単身者又は夫婦のみの世帯であり、高齢等のため独立して生活することに不安のある人です。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の6に規定された施設で、無料又は低額な料金で高齢者を入居させ、食事の提供等の支援を行うことを目的とした施設です。 ・入居対象者は、自炊ができない程度の身体的な機能低下があり、かつ家庭環境や住宅事情等により居宅での生活が困難な60歳以上の人です。
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第29条に基づき、①入浴・排泄・食事の介護②食事の提供③選択・掃除等の家事④健康管理のいずれかを行う場合、有料老人ホームとして県知事への届出が義務付けられています。 ・介護付・住宅型・健康型の3類型があり、入居の条件や提供されるサービスや介護保険による介護サービスの提供方法も異なります。
サービス付き 高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定され、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅です。 ・入居対象者は、①60歳以上の人②要介護・要支援認定を受けている60歳未満の人に該当する単身・夫婦世帯です。
シルバー ハウジング	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化された構造を有し、緊急通報装置の設置やライフサポートアドバイザー（生活相談員）の常駐等、高齢者の生活特性に配慮した公営住宅等の公的賃貸住宅です。 ・入居対象者は、60歳以上の単身者及び高齢夫婦世帯（夫婦のいずれかが60歳以上）です。

第7章 介護サービス基盤の整備

1 サービス種類別事業費の推計

本計画期間及び令和22年度(2040)の介護サービス見込量については、新型コロナウイルス感染症流行によるサービス利用控えが第8期計画期間中に一時的に発生したものの、令和5年(2023)5月に5類感染症へ移行したことにより給付実績は計画値に戻りつつあることから、今後の高齢化率や要介護認定者数の推移、介護サービス利用者数・実績の増減及び今後の介護サービス基盤整備の方向性等を踏まえて推計しています。

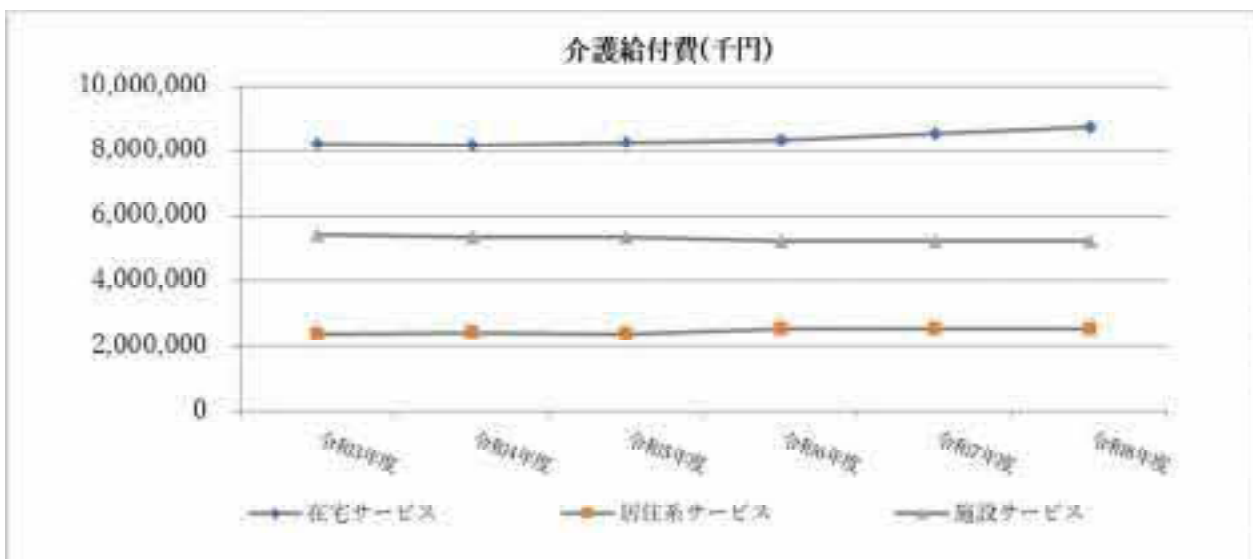
なお、施設サービス及び居住系サービスの利用者数は、介護サービスの基盤整備の状況及び稼働率並びに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を加味して見込んでいます。

○介護(介護予防)サービス見込量

(単位：千円)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護サービス	在宅サービス	8,220,681	8,195,627	8,227,108	8,387,645	8,619,747	8,785,758	10,184,307
	居住系サービス	2,381,612	2,385,779	2,367,291	2,548,274	2,551,498	2,551,498	2,925,417
	施設サービス	5,418,439	5,335,835	5,390,303	5,526,384	5,533,378	5,533,378	6,603,413
	小計	16,020,732	15,917,241	15,984,702	16,462,303	16,704,623	16,870,634	19,713,137
介護予防サービス	在宅サービス	413,728	420,795	420,871	421,454	426,877	434,338	492,725
	居住系サービス	47,602	39,179	28,063	43,054	43,109	43,109	37,972
	小計	461,330	459,974	448,934	464,508	469,986	477,447	530,697
合計		16,482,062	16,377,215	16,433,636	16,926,811	17,174,609	17,348,081	20,243,834

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護



(1) 居宅サービス（介護予防サービスを含む）

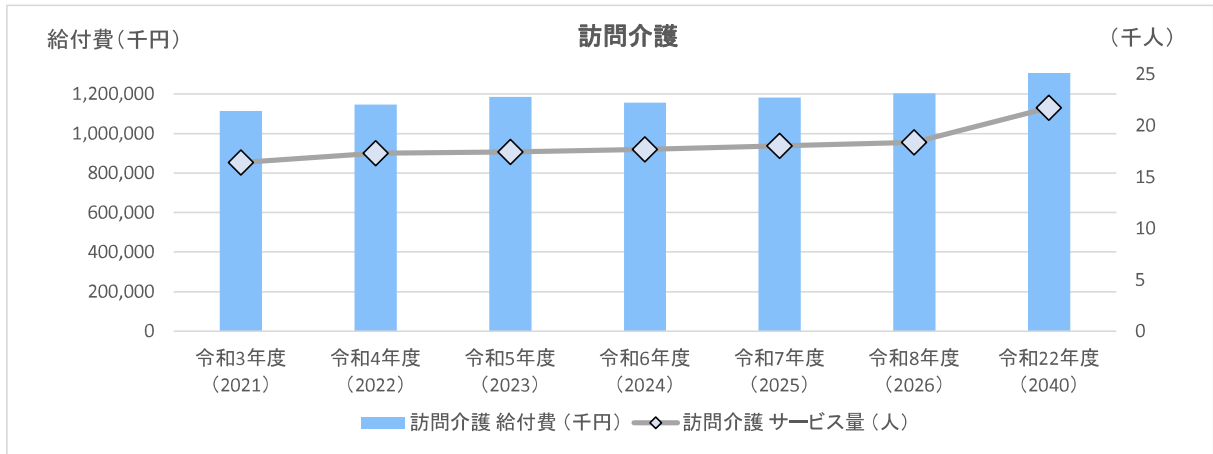
① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事に関する日常生活の世話をを行います。

○訪問介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問介護 給付費 (千円)	1,113,506	1,146,057	1,185,339	1,156,070	1,183,170	1,203,778	1,429,231
訪問介護 サービス量 (人)	16,412	17,309	17,448	17,676	18,024	18,372	21,744



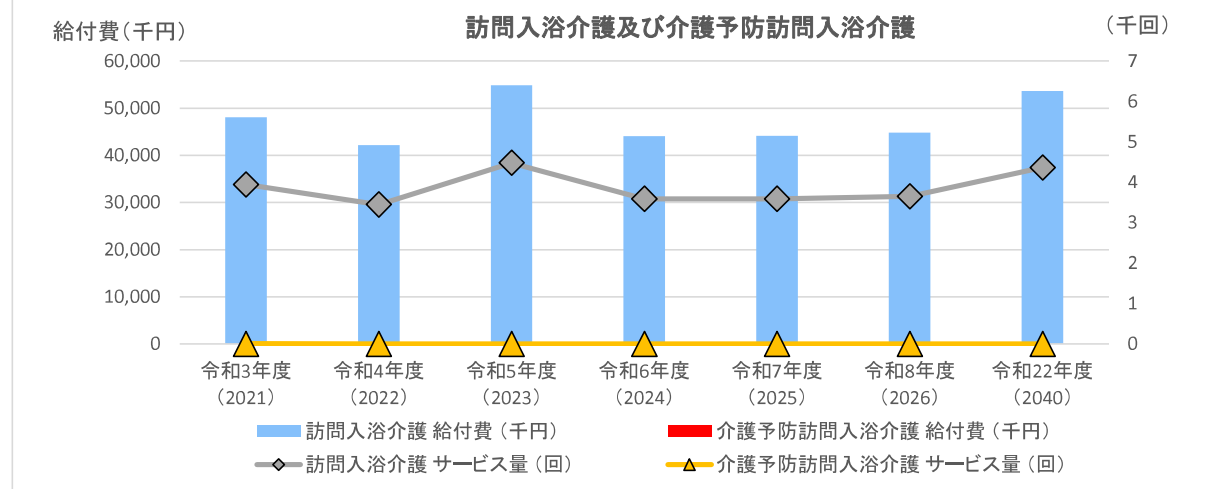
② 訪問入浴

介護職員・看護職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

○訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問入浴介護 給付費 (千円)	48,024	42,142	54,833	44,031	44,086	44,789	53,630
介護予防訪問入浴介護 給付費 (千円)	10	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護 サービス量 (回)	3,940	3,447	4,476	3,589	3,589	3,648	4,367
介護予防訪問入浴介護 サービス量 (回)	1	0	0	0	0	0	0
合計 給付費 (千円)	48,034	42,142	54,833	44,031	44,086	44,789	53,630
合計 サービス量 (回)	3,941	3,447	4,476	3,589	3,589	3,648	4,367



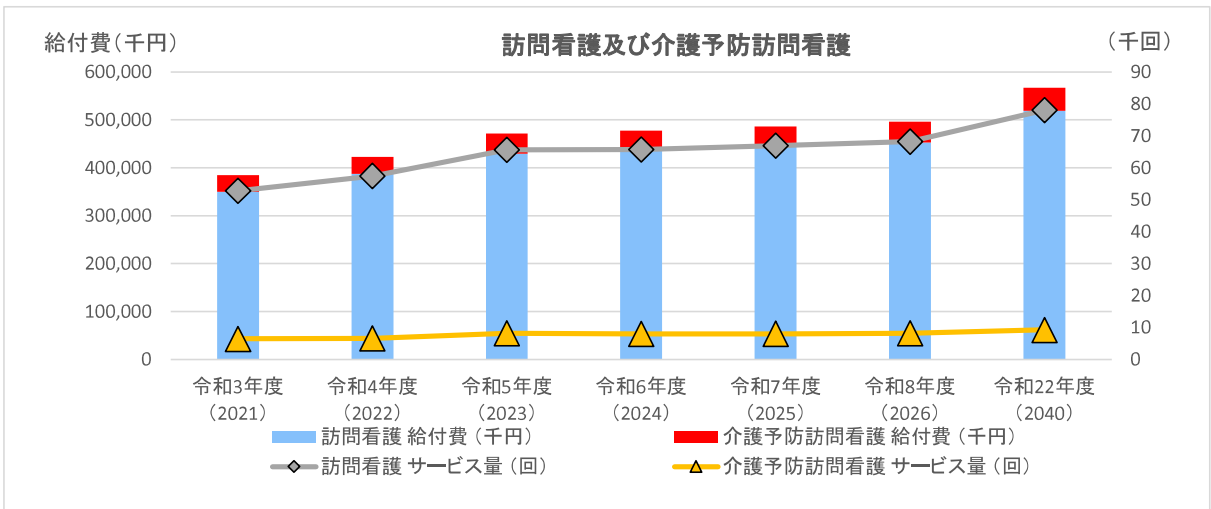
③ 訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づき療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

○訪問看護、介護予防訪問看護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問看護	給付費 (千円)	350,267	387,781	429,648	436,297	444,725	453,244	518,756
介護予防訪問看護	給付費 (千円)	34,693	34,934	42,020	41,471	41,764	42,692	48,260
訪問看護	サービス量 (回)	52,765	57,495	65,688	65,729	66,900	68,171	78,082
介護予防訪問看護	サービス量 (回)	6,447	6,553	8,196	7,970	8,018	8,196	9,262
合計	給付費 (千円)	384,961	422,715	471,668	477,768	486,489	495,936	567,016
合計	サービス量 (回)	59,212	64,048	73,884	73,699	74,918	76,367	87,344



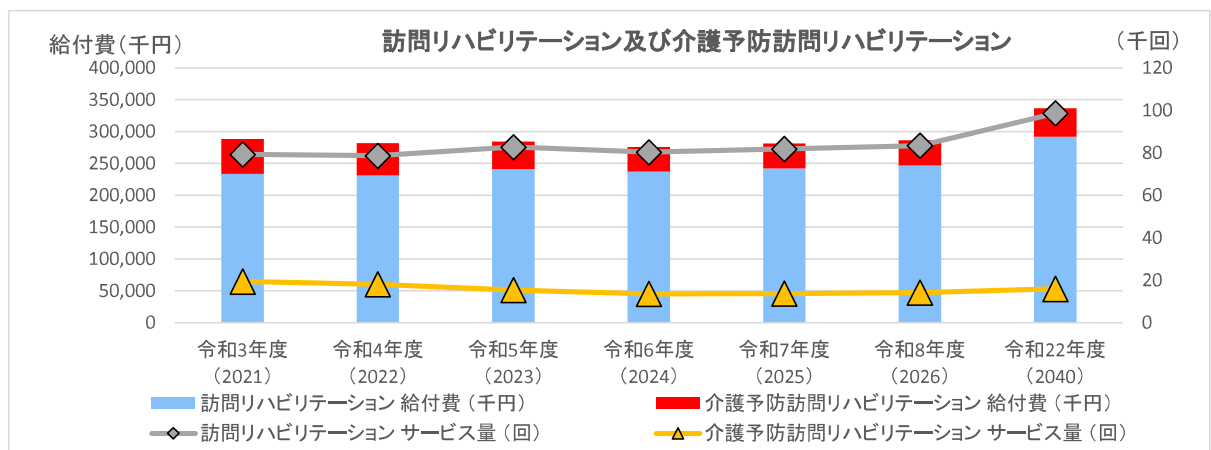
④ 訪問リハビリテーション

リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき必要なリハビリを行います。

○訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	233,529	231,147	241,289	237,405	242,261	246,770	291,967
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	55,014	50,732	42,849	38,220	38,825	39,692	44,957
訪問リハビリテーション	サービス量 (回)	79,295	78,664	82,740	80,280	81,815	83,338	98,610
介護予防訪問リハビリテーション	サービス量 (回)	19,437	18,181	15,480	13,615	13,813	14,122	15,995
合計	給付費 (千円)	288,543	281,880	284,138	275,625	281,086	286,462	336,924
合計	サービス量 (回)	98,732	96,845	98,220	93,895	95,628	97,459	114,605



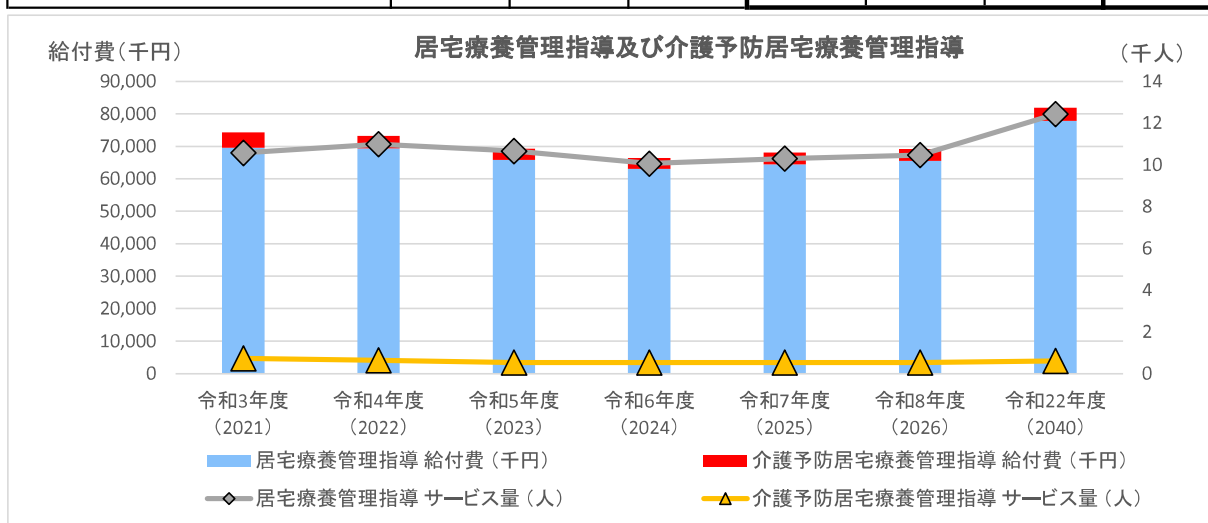
⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師等が居宅を訪問し療養上の管理指導を行うほか、薬剤師・歯科衛生士等が医師の指示に基づき専門的な管理・指導を行います。

○居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅療養管理指導 給付費 (千円)	69,580	69,404	65,794	62,978	64,471	65,520	77,832
介護予防居宅療養管理指導 給付費 (千円)	4,716	3,845	3,520	3,491	3,577	3,577	4,051
居宅療養管理指導 サービス量 (人)	10,574	10,993	10,668	10,068	10,296	10,464	12,432
介護予防居宅療養管理指導 サービス量 (人)	732	643	540	528	540	540	612
合計 給付費 (千円)	74,296	73,249	69,314	66,469	68,048	69,097	81,883
合計 サービス量 (人)	11,306	11,636	11,208	10,596	10,836	11,004	13,044



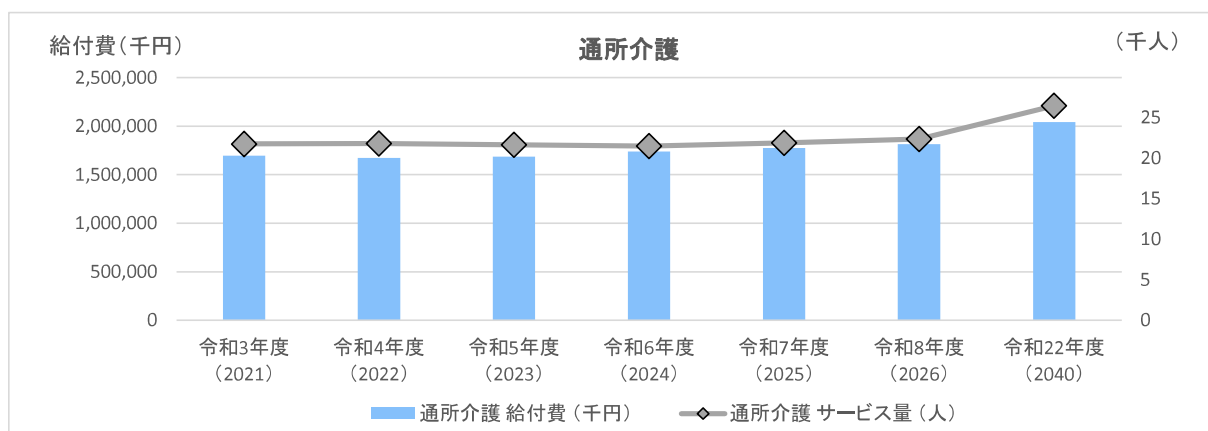
⑥ 通所介護(デイサービス)

デイサービス事業所で通所により入浴・食事等の介護、健康状態の確認と機能訓練を行います。

○通所介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
通所介護 給付費 (千円)	1,696,012	1,671,068	1,684,904	1,738,448	1,775,191	1,813,437	2,042,423
通所介護 サービス量 (人)	21,824	21,907	21,732	21,576	21,984	22,452	26,556



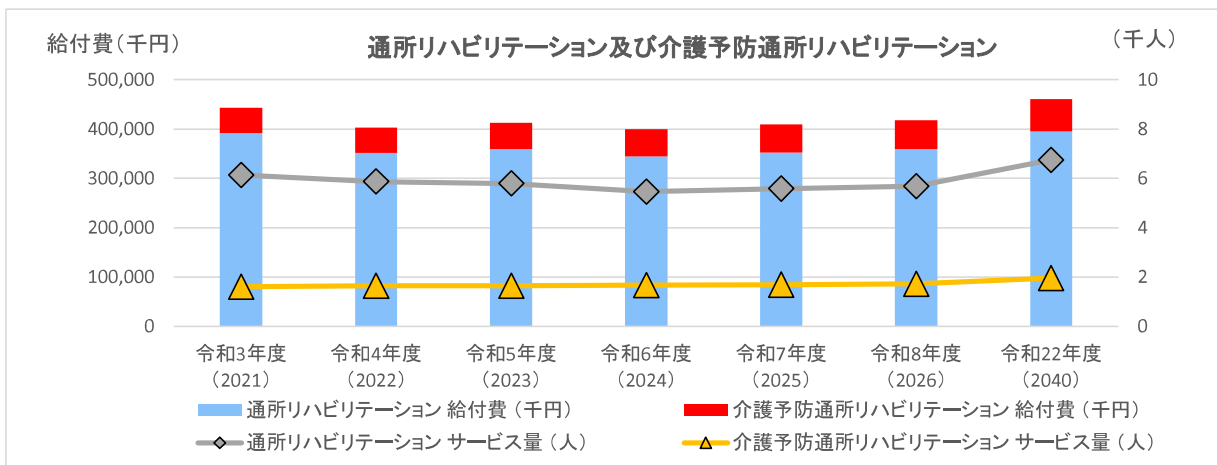
⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院への通いにより、主治医の指示に基づきリハビリテーションを行います。

○通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
通所リハビリテーション 給付費 (千円)	391,507	351,296	359,167	344,070	352,668	359,635	394,845
介護予防通所リハビリテーション 給付費 (千円)	51,328	51,725	53,613	55,813	56,640	57,889	65,646
通所リハビリテーション サービス量 (人)	6,138	5,874	5,796	5,460	5,580	5,688	6,744
介護予防通所リハビリテーション サービス量 (人)	1,603	1,641	1,644	1,668	1,692	1,728	1,956
合計 給付費 (千円)	442,835	403,021	412,780	399,883	409,308	417,524	460,491
合計 サービス量 (人)	7,741	7,515	7,440	7,128	7,272	7,416	8,700



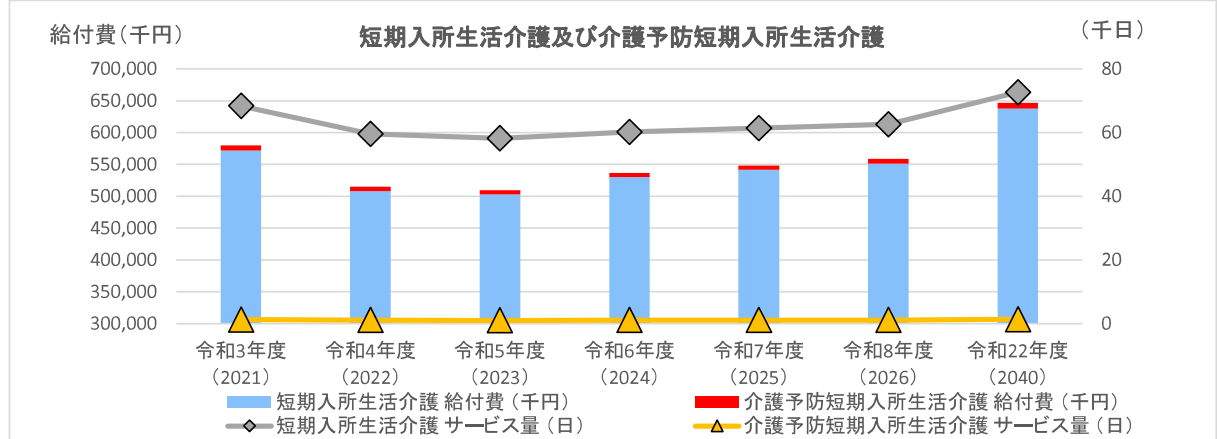
⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等への短期間の入所により、入浴・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。

○短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
短期入所生活介護 給付費 (千円)	571,833	507,939	502,997	529,892	541,461	551,348	637,796
介護予防短期入所生活介護 給付費 (千円)	8,105	6,974	6,577	7,001	7,010	7,430	8,657
短期入所生活介護 サービス量 (日)	68,358	59,569	58,231	60,164	61,409	62,554	72,648
介護予防短期入所生活介護 サービス量 (日)	1,276	1,108	1,008	1,104	1,104	1,166	1,356
合計 給付費 (千円)	579,938	514,912	509,574	536,893	548,471	558,778	646,453
合計 サービス量 (日)	69,634	60,677	59,239	61,268	62,513	63,720	74,004



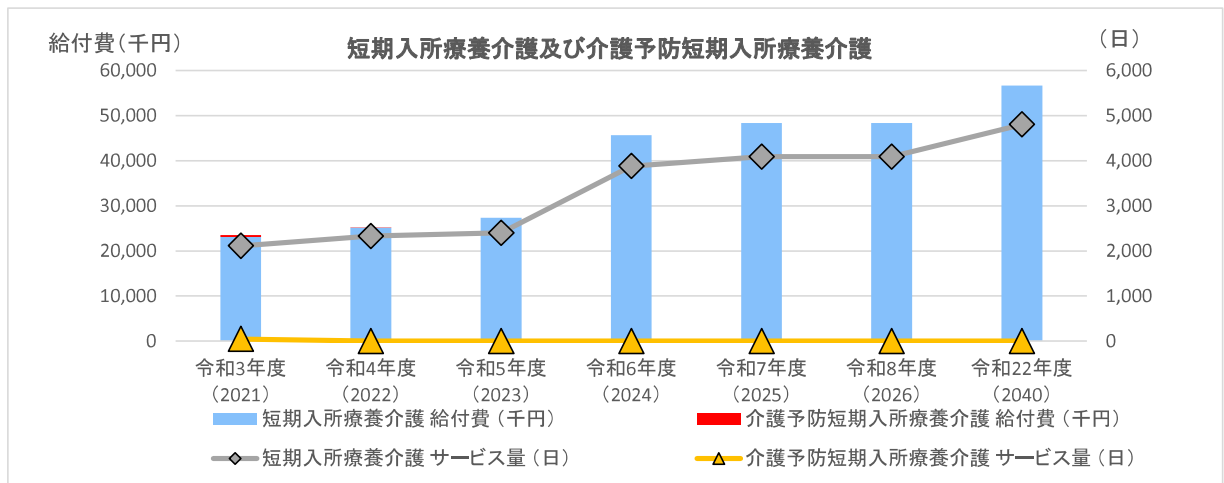
⑨ 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設等への短期間の入所により、看護・医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行います。

○短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
短期入所療養介護 給付費 (千円)	23,140	25,159	27,327	45,668	48,355	48,355	56,661
介護予防短期入所療養介護 給付費 (千円)	407	40	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 サービス量 (日)	2,113	2,330	2,400	3,877	4,091	4,091	4,800
介護予防短期入所療養介護 サービス量 (日)	48	1	0	0	0	0	0
合計 給付費 (千円)	23,547	25,199	27,327	45,668	48,355	48,355	56,661
合計 サービス量 (日)	2,161	2,331	2,400	3,877	4,091	4,091	4,800



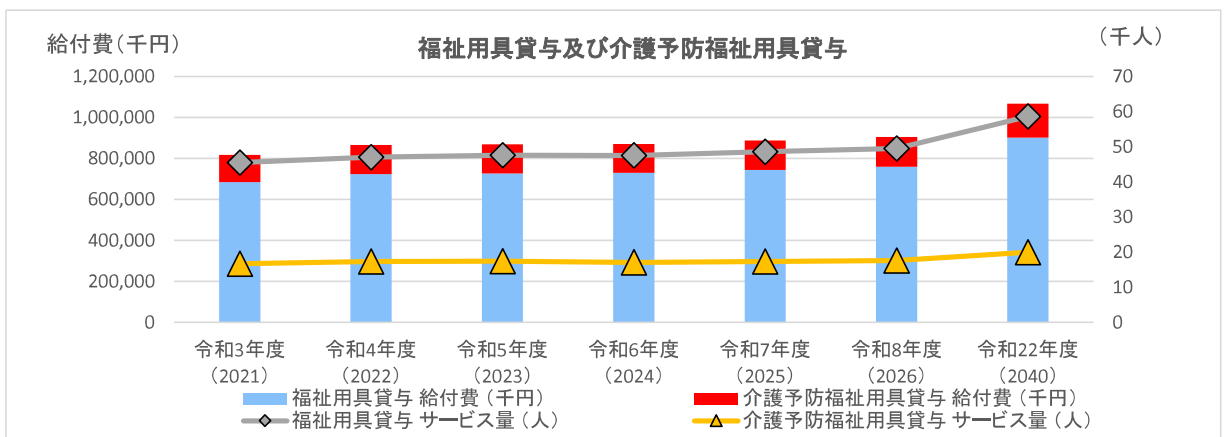
⑩ 福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・歩行器等の福祉用具のレンタルを行います。

○福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
福祉用具貸与 給付費 (千円)	684,996	722,572	725,790	729,165	744,639	759,149	900,915
介護予防福祉用具貸与 給付費 (千円)	132,233	141,930	143,725	141,565	143,424	145,757	165,374
福祉用具貸与 サービス量 (人)	45,475	46,956	47,592	47,556	48,504	49,476	58,584
介護予防福祉用具貸与 サービス量 (人)	16,683	17,334	17,388	17,124	17,364	17,640	19,992
合計 給付費 (千円)	817,229	864,502	869,515	870,730	888,063	904,906	1,066,289
合計 サービス量 (人)	62,158	64,290	64,980	64,680	65,868	67,116	78,576



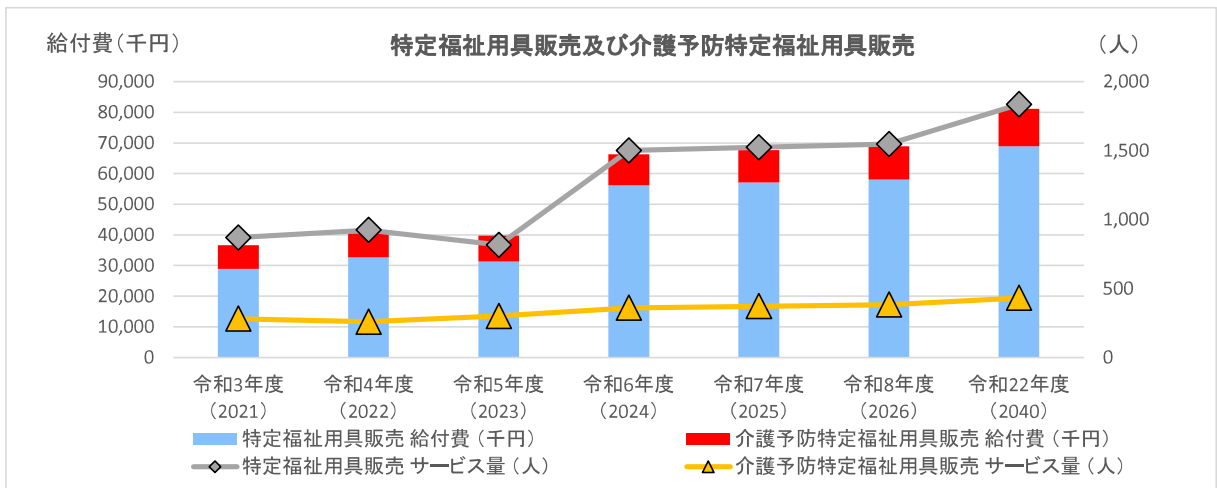
⑪ 特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに用いる特定の福祉用具を購入した場合、その費用の一部を支給します。

○特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
特定福祉用具販売 給付費 (千円)	28,866	32,692	31,250	56,128	57,121	58,002	68,901
介護予防特定福祉用具販売 給付費 (千円)	7,727	7,806	8,550	10,216	10,563	10,901	12,263
特定福祉用具販売 サービス量 (人)	869	924	816	1,500	1,524	1,548	1,836
介護予防特定福祉用具販売 サービス量 (人)	280	259	300	360	372	384	432
合計 給付費 (千円)	36,593	40,499	39,800	66,344	67,684	68,903	81,164
合計 サービス量 (人)	1,149	1,183	1,116	1,860	1,896	1,932	2,268



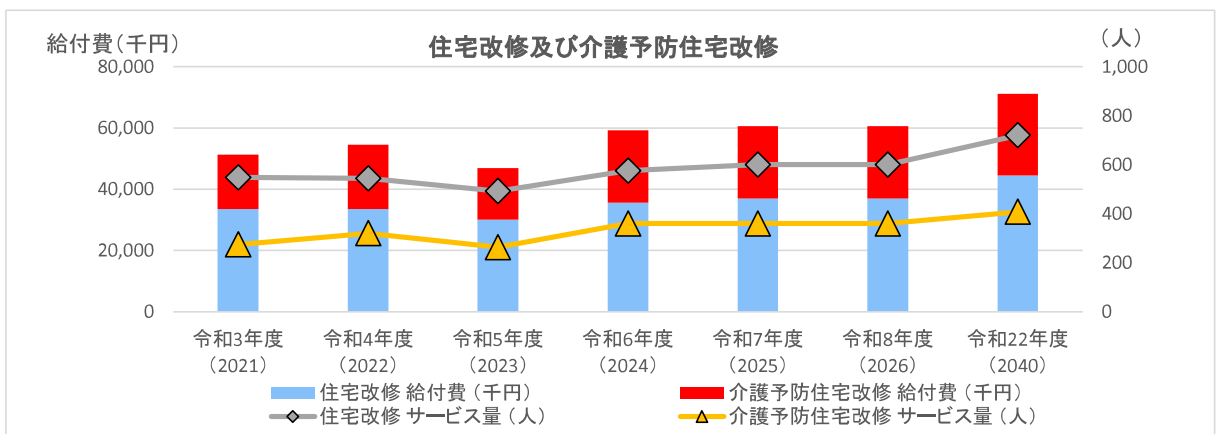
⑫ 住宅改修

手すりの取り付け、段差解消、滑りの防止等の住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。

○住宅改修、介護予防住宅改修の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
住宅改修 給付費 (千円)	33,494	33,560	30,075	35,563	37,035	37,035	44,460
介護予防住宅改修 給付費 (千円)	17,796	20,887	16,851	23,604	23,604	23,604	26,751
住宅改修 サービス量 (人)	548	545	492	576	600	600	720
介護予防住宅改修 サービス量 (人)	275	320	264	360	360	360	408
合計 給付費 (千円)	51,290	54,447	46,926	59,167	60,639	60,639	71,211
合計 サービス量 (人)	823	865	756	936	960	960	1,128



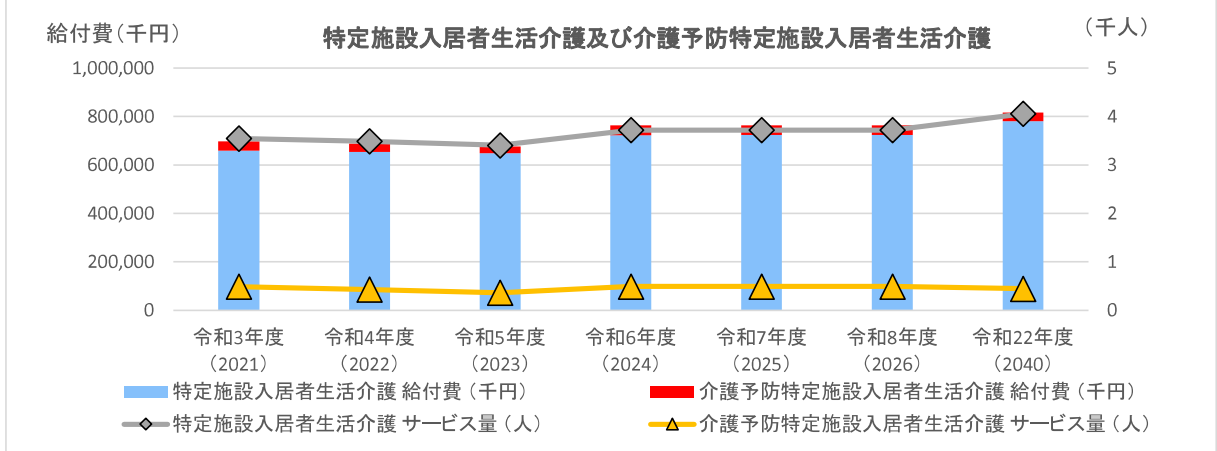
⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話等や機能訓練を行います。

○特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	659,486	653,728	648,989	723,210	724,125	724,125	780,827
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	37,995	33,697	28,063	40,007	40,058	40,058	34,921
特定施設入居者生活介護	サービス量 (人)	3,546	3,490	3,408	3,720	3,720	3,720	4,056
介護予防特定施設入居者生活介護	サービス量 (人)	490	431	360	492	492	492	444
合計	給付費 (千円)	697,481	687,425	677,052	763,217	764,183	764,183	815,748
合計	サービス量 (人)	4,036	3,921	3,768	4,212	4,212	4,212	4,500
合計	定員 (床)	583	583	583	583	583	583	583



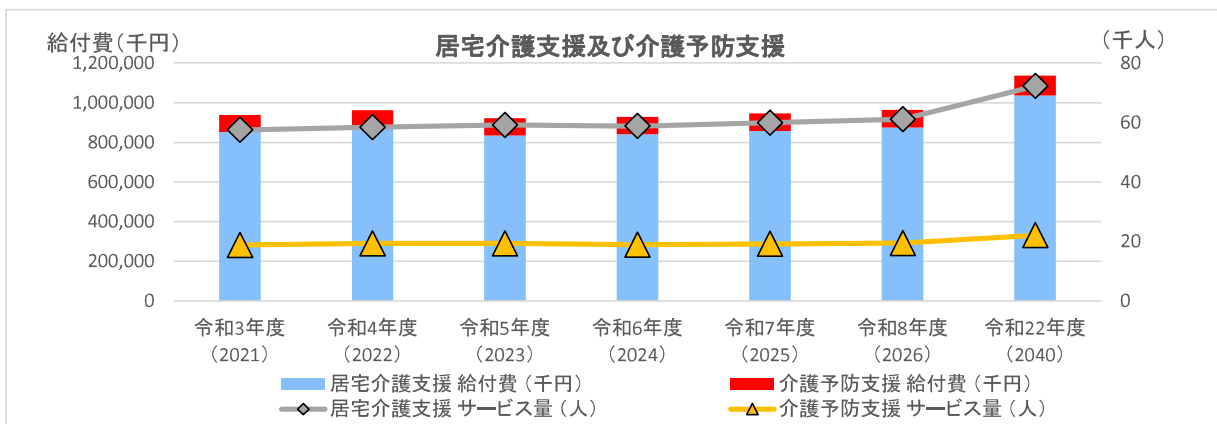
⑭ 居宅介護支援 (介護予防支援を含む)

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護サービスのケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整や施設の紹介等を行います。

○居宅介護支援、介護予防支援の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅介護支援	給付費 (千円)	851,953	873,606	833,240	840,886	857,663	874,742	1,035,583
介護予防支援	給付費 (千円)	85,334	87,662	87,808	87,061	88,442	89,768	101,764
居宅介護支援	サービス量 (人)	57,492	58,414	59,100	58,800	59,892	61,104	72,240
介護予防支援	サービス量 (人)	18,832	19,368	19,356	18,924	19,200	19,488	22,092
合計	給付費 (千円)	937,287	961,268	921,048	927,947	946,105	964,510	1,137,347
合計	サービス量 (人)	76,324	77,782	78,456	77,724	79,092	80,592	94,332



(2) 地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）

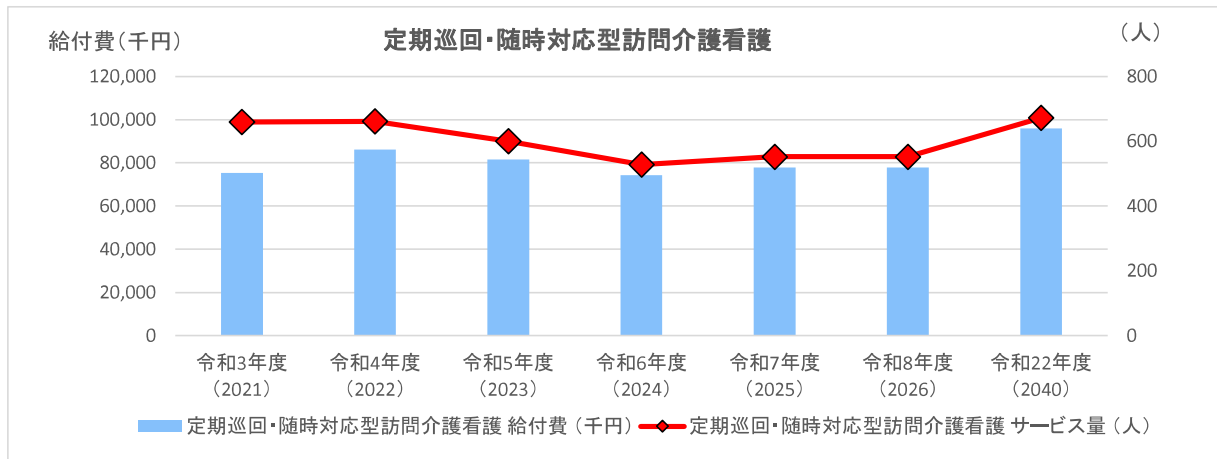
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期的な巡回訪問と随時の対応を行います。
- ・本計画整備分（1事業所）の増加を見込みます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 給付費 (千円)	75,322	86,131	81,581	74,297	77,808	77,808	95,997
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サービス量 (人)	660	661	600	528	552	552	672



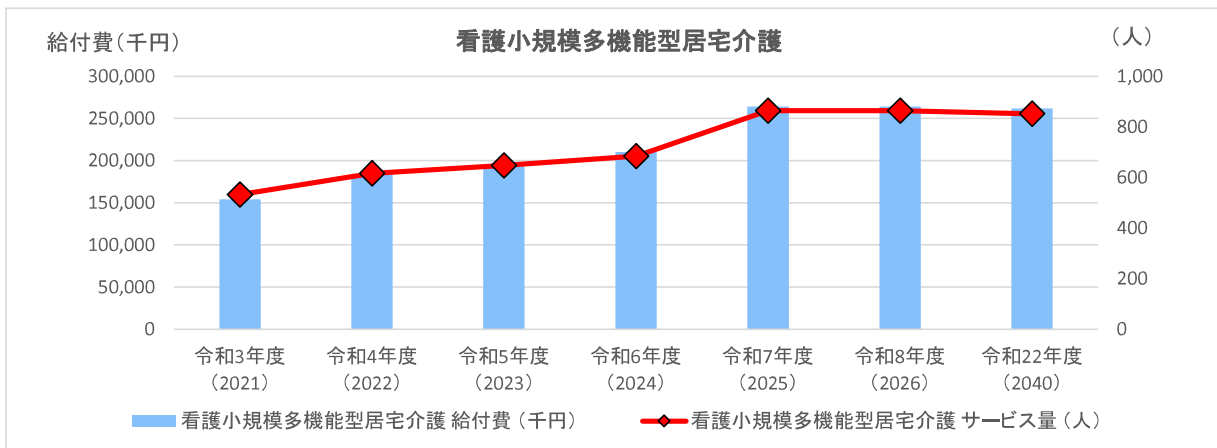
② 看護小規模多機能型居宅介護

- ・医療ニーズが高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、訪問看護のサービスを提供します。
- ・本計画整備分（1事業所）の増加を見込みます。

○看護小規模多機能型居宅介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
看護小規模多機能型居宅介護 給付費 (千円)	153,803	184,081	194,380	210,422	264,289	264,289	262,140
看護小規模多機能型居宅介護 サービス量 (人)	533	616	648	684	864	864	852



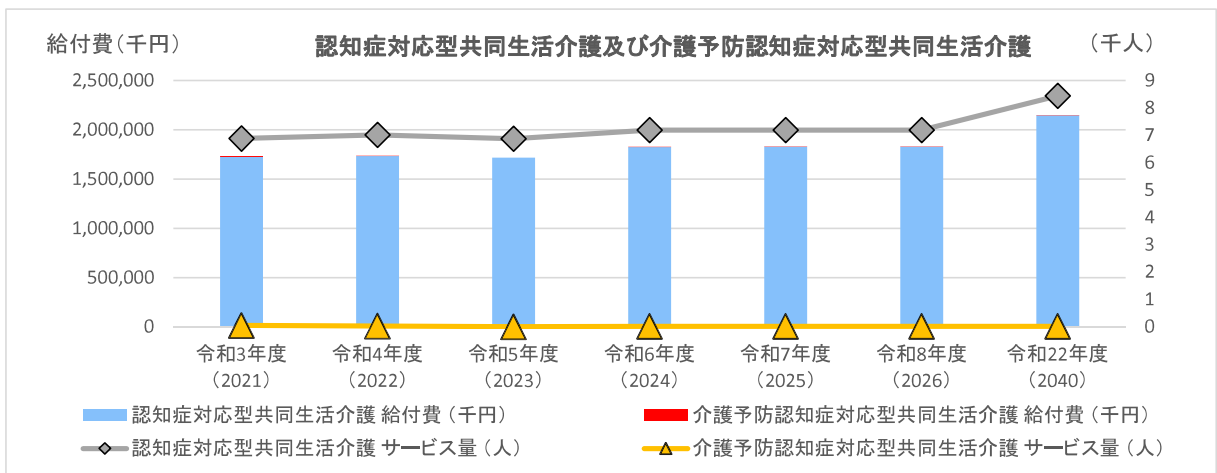
③ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・認知症の人を対象とした、1ユニット9人の家庭的な雰囲気の入居施設です。

○認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	1,722,126	1,732,052	1,718,302	1,825,064	1,827,373	1,827,373	2,144,590
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	9,607	5,482	0	3,047	3,051	3,051	3,051
認知症対応型共同生活介護	サービス量 (人)	6,877	7,009	6,864	7,188	7,188	7,188	8,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	サービス量 (人)	48	24	0	12	12	12	12
合計	給付費 (千円)	1,731,733	1,737,533	1,718,302	1,828,111	1,830,424	1,830,424	2,147,641
合計	サービス量 (人)	6,925	7,033	6,864	7,200	7,200	7,200	8,448
合計	定員 (床)	612	630	630	630	630	630	630



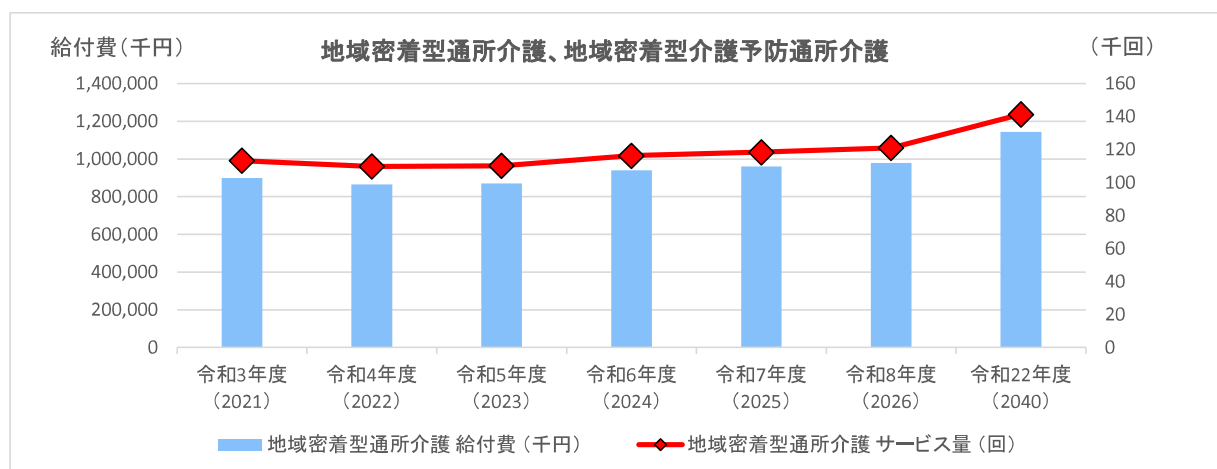
④ 地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)

定員18人以下のデイサービスです。

○地域密着型通所介護、地域密着型介護予防通所介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
地域密着型通所介護	給付費 (千円)	898,456	866,033	869,901	939,352	959,796	980,198	1,144,476
地域密着型通所介護	サービス量 (回)	113,189	109,757	110,076	116,174	118,452	120,931	141,372



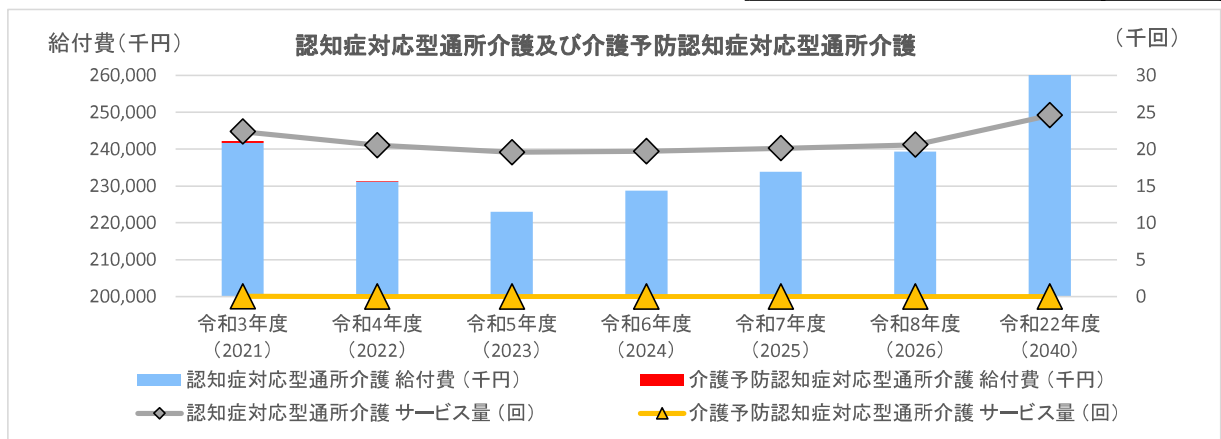
⑤ 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

認知症の人を対象に、事業所への通所により入浴・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

○認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	241,695	231,179	222,967	228,747	233,875	239,352	285,310
介護予防認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	475	108	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	サービス量 (回)	22,371	20,521	19,572	19,722	20,118	20,614	24,564
介護予防認知症対応型通所介護	サービス量 (回)	48	12	0	0	0	0	0
合計	給付費 (千円)	242,170	231,287	222,967	228,747	233,875	239,352	285,310
合計	サービス量 (回)	22,419	20,533	19,572	19,722	20,118	20,614	24,564



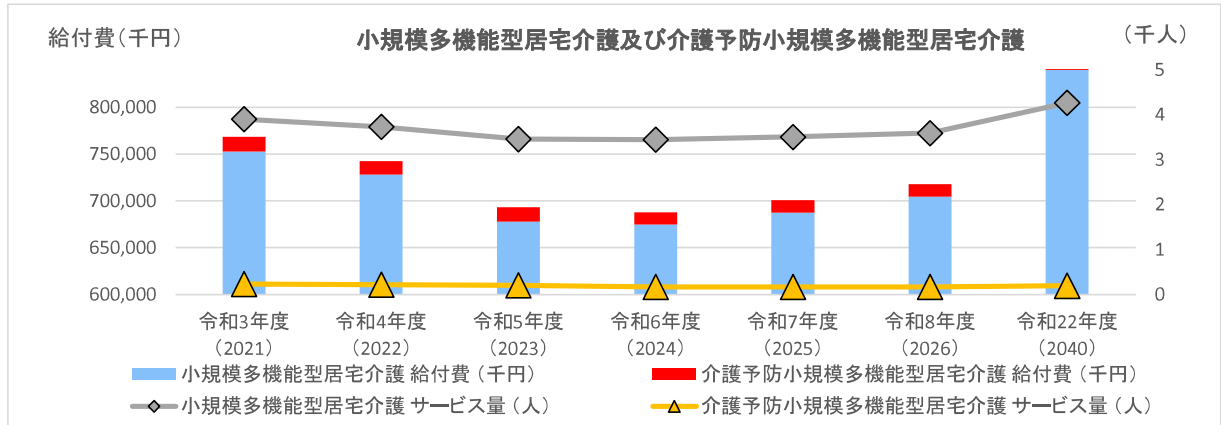
⑥ 小規模多機能型居宅介護

「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・食事等の介護、家事援助、健康状態の確認等日常生活上の世話や機能訓練を行います。

○小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	752,553	728,128	677,872	674,675	687,577	704,751	839,828
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	15,889	14,151	15,358	13,012	13,028	13,028	15,002
小規模多機能型居宅介護	サービス量 (人)	3,898	3,732	3,456	3,444	3,504	3,588	4,260
介護予防小規模多機能型居宅介護	サービス量 (人)	235	218	204	168	168	168	192
合計	給付費 (千円)	768,442	742,280	693,230	687,687	700,605	717,779	854,830
合計	サービス量 (人)	4,133	3,950	3,660	3,612	3,672	3,756	4,452



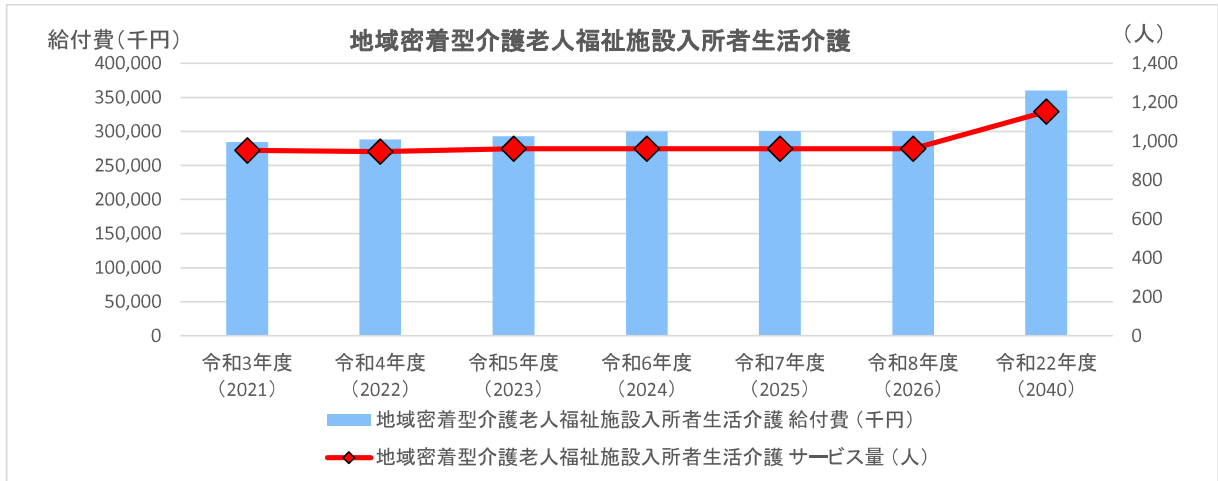
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)です。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 給付費 (千円)	284,347	288,038	292,905	300,040	300,420	300,420	360,038
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 サービス量 (人)	952	946	960	960	960	960	1,152
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員 (床)	78	78	78	78	78	78	78



(3) 施設サービス

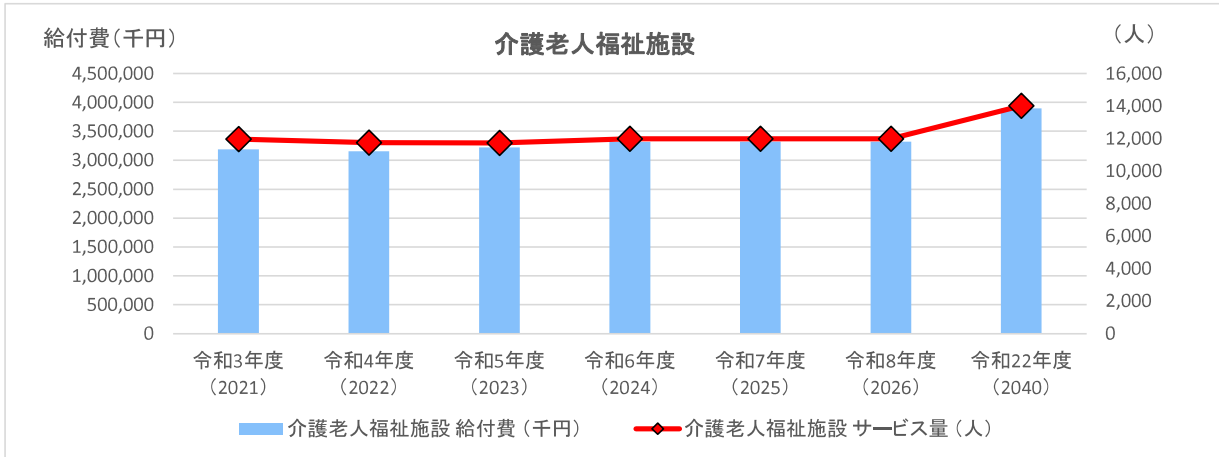
① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3以上の方を対象に入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行います。

○介護老人福祉施設の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護老人福祉施設 給付費 (千円)	3,188,710	3,152,920	3,217,715	3,319,038	3,323,238	3,323,238	3,898,557
介護老人福祉施設 サービス量 (人)	11,973	11,743	11,724	11,976	11,976	11,976	14,016
介護老人福祉施設 定員 (床)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010



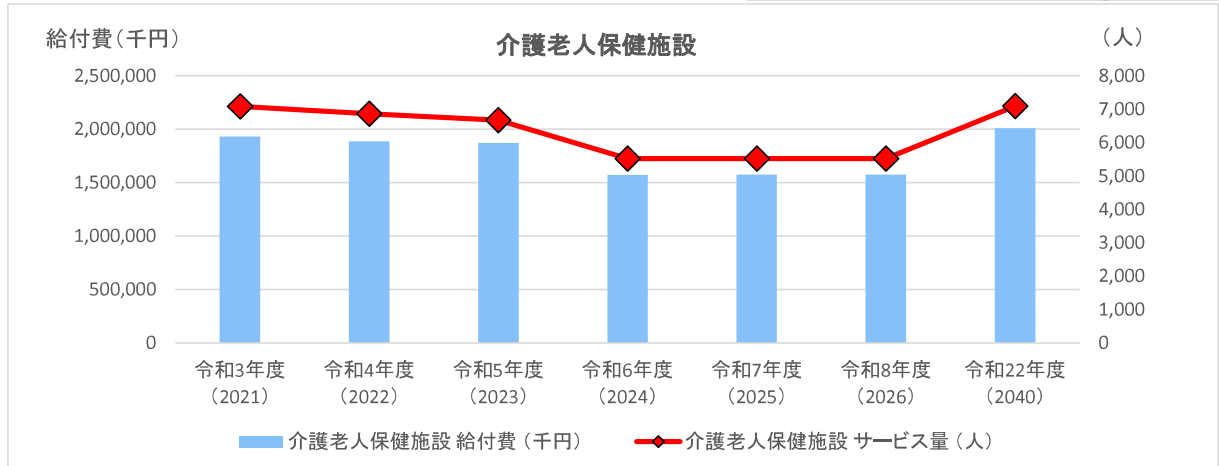
② 介護老人保健施設

- ・ 医療的ケアが必要で病状が安定している方に対して、在宅復帰を目指して医学的な管理のもとリハビリテーションに重点を置いたケアを行います。
- ・ 前計画期間中の介護医療院への転換による減少を見込みます。

○介護老人保健施設の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護老人保健施設 給付費 (千円)	1,932,432	1,886,014	1,871,085	1,571,722	1,573,711	1,573,711	2,008,809
介護老人保健施設 サービス量 (人)	7,087	6,861	6,672	5,520	5,520	5,520	7,092
介護老人保健施設 定員 (床)	654	654	654	564	564	564	564



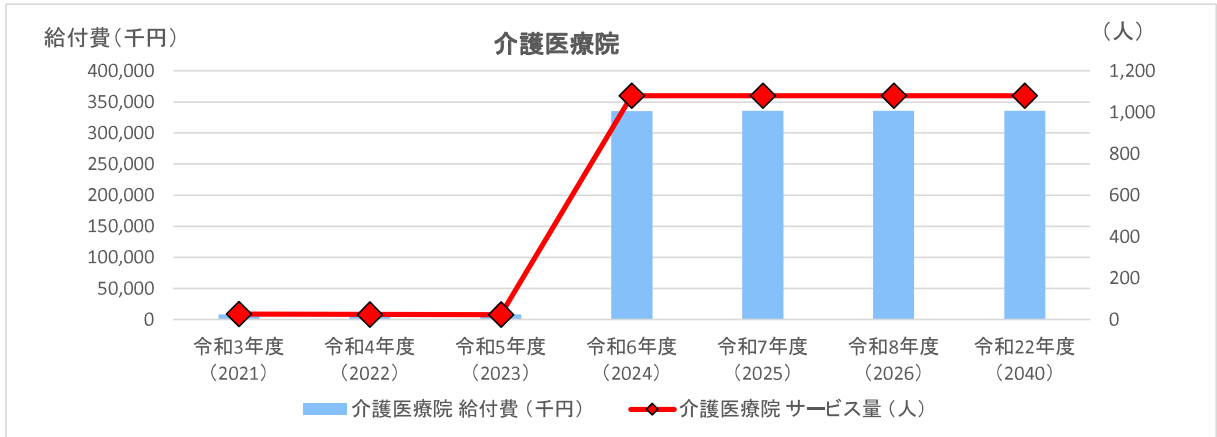
③ 介護医療院

- ・長期にわたり療養が必要な利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。
- ・前計画整備分の増加（介護老人保健施設からの転換分）を見込みます。

○介護医療院の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護医療院 給付費 (千円)	8,714	8,507	8,598	335,584	336,009	336,009	336,009
介護医療院 サービス量 (人)	27	25	24	1,080	1,080	1,080	1,080
介護医療院 定員 (床)	0	0	0	90	90	90	90



④ 介護療養型医療施設

令和5年度末で設置期限を迎えることから、本計画期間中の見込み量はありません。

○介護療養型医療施設の給付費及びサービス量の推計

(年間)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護療養型医療施設 給付費 (千円)	4,236	356	0				
介護療養型医療施設 サービス量 (人)	12	1	0				

